

京都府消費生活安全条例では  
**消費者と事業者との  
不当な取引行為を禁止しています。**



### 京都府消費生活安全条例とは

事業者※と消費者の健全な関係の構築を図り、府民の安心・安全な消費生活を実現するため、

- 府民の消費生活の安定及び向上を図るための基本理念を定めています。
- 府、事業者、消費者等の果たすべき責務及び役割を明らかにしています。
- 消費者トラブルを防止し、取引の適正化を図るため、本条例第 15 条で、「勧誘」「契約内容」「債務強要」「履行遅滞等」「解除妨害等」「与信行為」の 6 つに分けて不当な取引行為を規定しています。

具体的には、京都府消費生活安全条例施行規則で 65 項目の行為を規定しています。

※事業者とは、消費者との取引関係の有無を問わず、広く消費者と直接・間接の関連を持つ事業を営む者を指しています。

こんな行為も禁止です

## 京都府消費生活安全条例で定める不当な取引行為

消費者を誤認させる勧誘や自由な意思形成を妨げる勧誘などは禁止しています。(条例第15条第1号)

### 【勧誘】

弊社の光ファイバーを使用した通信サービスをお使いですね。新サービスの案内です。



- 契約中の電話会社を装い、別会社の通信サービスを勧誘する。

疲れがとれん...



これを身につければ肩こりやあらゆる病気に効きます。

- 科学的根拠がないのに「肩こりやあらゆる病気が治る」と言って数珠を購入させる。

衣類だけでなく、身につけておられるネックレスも買い取ります。



- 不要な衣類などを買い取ると電話があり、来宅を承諾したら、来訪した事業者が、衣類だけでなく着用しているネックレスも査定すると話し、売却するよう迫る。

消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させることは禁止しています。(条例第15条第2号)

### 【契約内容】

そんな...



成年後見開始の審判を受けると、アパートの賃貸借契約は解除しますよ。

- 賃借人(消費者)が成年被後見人※となった場合、直ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できるとする旨の内容の契約を締結させる。

※成年後見制度とは・・・

判断能力の不十分な方は、財産管理や身のまわりの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でするのが難しい場合があります。自分に不利益な契約の締結や悪徳商法による被害を防ぐために、本人の権利を守る援助者を選んで、本人を法的に保護支援するのが成年後見制度です。

消費者をだましたり、脅したりするなど不当な手段を持って債務の履行を強要することは禁止しています。(条例第 15 条第 3 号)

### 【債務強要】

支払は今すぐ必要です。  
銀行に行きましょう。



- 消費者を欺き、威迫し、消費者に同行して、金融機関から預金の払戻しを受けさせて、支払いを強要させる。

事業者は消費者との契約内容は守らなければなりません。(条例第 15 条第 4 号)

### 【履行遅滞等】

うーん



どうしよう？  
サポートを依頼したのに何日待っても訪問して来ない。

- 出張サポート付きでパソコンを購入したが、サポートを依頼しても一向に訪問して来ない。

事業者は消費者からの正当な根拠に基づく契約の解除等を妨げることは禁止しています。(条例第 15 条第 5 号)

### 【解除妨害等】

この指輪の購入契約をクーリング・オフしたいんですけど。



一度身につけたものは、クーリング・オフできません。



- アポイントメントセールス※により、宝石の購入契約を結んだ消費者が、クーリング・オフ期間内に解約を申し出たところ、担当者が「一度身につけたものは、クーリング・オフできない」と契約の存続を迫る。

※アポイントメントセールスとは・・・

「特別に選ばれた」「プレゼントが当たった」など他の人より著しく有利な条件で契約を結ぶことができると告げたり、又は本来の販売目的を告げずに、営業所等に呼び出し商品等の契約をさせる商法。

クレジット契約等を行う与信業者は、消費者の利益を害する契約の勧誘や債務の履行をさせてはいけません。(条例第15条第6号)

## 【与信行為】

この方、高齢なのに高額なクレジットをいくつも申し込んでるけど大丈夫かな。でも、審査を通しちゃえ。



●消費者の判断力の不足に乗じて販売業者が商品等を次々契約させたことを知りながら、これに係る与信の審査を通し、クレジット契約を成立させる。

※与信とは・・・

クレジット会社等が商取引で、取引相手に信用を供与すること。



このほかの事例はこちら

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/1205736280982.html>



このリーフレットのお問い合わせは京都府消費生活安全センター  
☎075-671-0030 (調査・指導係) まで

《この契約(勧誘)、何かおかしいなと思ったら、ご相談ください。》

消費者ホットライン (お近くの消費相談窓口につながります) ☎188 (いやや!)

京都府消費生活安全センター

●消費生活相談 ●平日/午前9時～午後4時 ☎075-671-0004

●高齢者消費生活ホットライン ●平日/午前9時～午後5時 ☎075-671-0144

●消費生活土日祝日電話相談 ●土日祝日/午前10時～午後4時 ☎075-257-9002  
(本窓口は緊急の相談窓口であり、あっせん対応は行っておりません。平日に再相談をお願いすることがあります。)

●インターネット消費生活相談  
<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/201604ininternetsoudan.html>



●情報提供は、  
悪質商法・不当表示通報サイト  
<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/280526.html>

